

令和2年5月

当組合キャッシュカードをご利用の個人のお客さまへ

大同信用組合

ATM現金出金限度額の引下げ実施について (カード詐取等特殊詐欺被害低減対策)

当組合では、カードによるATMを利用した現金出金取引について、令和2年7月1日(水)より、個人のお客さまにかかる一律設定額を「1日あたり50万円まで」に引下げさせていただきますでお知らせします。(但し、個別に限度額の設定をお届けいただいている口座については、引下げの対象にはなりません)

今回の限度額引下げは、依然として多発している**詐欺被害額を低減し、お客さまの大切なご預金を犯罪からお守りするための対応**ですので、お客さまにはご不便をおかけしますが、何卒ご理解を頂きますようお願い申し上げます。

なお、ご希望のお客さまにつきましては、一律設定額に関わらず、キャッシュカードならびに暗証番号の厳正な管理を条件として、所定の手続きを取って頂いたうえで、「1日あたり200万円まで」の範囲内で個別に限度額を設定する取扱いも可能とさせていただきます。ご希望のお客さまは、お届出印と本人確認書類をご持参のうえ窓口にご用命ください。お手続きのない場合は、「1日あたり50万円まで」のお取扱いとなります。

キャッシュカードご利用限度額

カード取引	1日あたりのご利用限度額		お手続きにより変更可能な限度額
	現行 (6月30日まで)	変更後 (7月1日から)	
現金出金	100万円まで	50万円まで	○200万円までの範囲において1万円単位で個別限度額の設定が可能です。
振替振込	100万円まで	100万円まで	○今回、利用限度額変更はありません。
デビット	100万円まで	100万円まで	○今回、利用限度額変更はありません。

※「現金出金」、「振替振込」および「デビット」の限度額は、各々別枠です。

※お手続きのない場合は、「1日あたり50万円まで」となります。

※法人のお客さまの口座、および既に個別の限度額をお届けいただいている口座は今回の限度額引下げの対象外です。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

以上

令和2年5月

お客さま各位

大同信用組合

ATM現金出金限度額の見直しについて (詐取カード等特殊詐欺被害低減対策)

当組合ではこのたび、当組合カードによるATM現金出金限度額について、一部のお客さまを対象として下記のとおり見直しを実施させて頂くこととしましたのでお知らせします。

今回の利用限度額見直しは依然として多発している詐欺被害を低減し、お客さまの大切なご預金を犯罪からお守りするための対応ですので、対象となるお客さまにはご不便をおかけしますが、何卒ご理解を頂きますようお願い申し上げます。

1. 対象となる口座

75歳以上のお客さまが保有し、かつ過去1年以内にキャッシュカードを利用したATM現金出金実績のない口座

※令和2年4月30日を基準日として判定します。

※カード発行後1年未満の口座は対象外とします。

2. 見直しの内容

カード利用者に一律に設定しているATMを利用した現金出金限度額を見直しします。

カード取引	1日あたりの利用限度額	
	現 行 (6月30日まで)	変更後 (7月1日から)
現金出金	100万円	10万円

3. 利用制限の開始日

令和2年7月1日(水)より

(注)毎年10月第一営業日(見直し基準日毎年8月末日)に見直します。

4. 限度額の変更手続き

対象となるお客さまでATMを利用した現金出金限度額の変更を希望される場合は、平日の営業時間内にお取引店の窓口へ所定の書面でお申し出いただければ、ご本人様確認のうえ限度額変更の手続きをさせていただきます。

<ご持参いただくもの>

本人確認書類、口座お届け出印

以 上